

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年1月26日開催 主要行等]

## 1. 経営者保証改革プログラム等について

- 2022年12月23日、経済産業省・財務省と連名で、「経営者保証改革プログラム」を策定・公表し、併せて、各金融機関へ「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」要請文を発出した。
- 本プログラムにおいて、金融庁としては、同日に改正された監督指針に基づき、
  - ・ 融資の際の保証徴求手続の厳格化や、
  - ・ 意識改革として、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表すること、などを盛り込んでおり、要請文では、当該事項等について、各金融機関に対し求めていく事項を、実務的な観点から要請した。
- 改正された監督指針は2023年4月1日から適用となるので、各金融機関においては、それまでに、改正された監督指針の趣旨・内容を営業現場の第一線まで浸透させ、「個人保証に依存しない融資慣行の確立」に向け、一丸となって取り組んでいただくようお願いしたい。

## 2. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。

- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となってきたおり、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。
- このため、金融庁では、2022年12月26日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を取りまとめ、公表した。本Q&Aは、
  - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
  - ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えないことを明確化したものである。
- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q&Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組みを進めていただきたい。

### 3. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」において、一部の金融機関では、REVICareer（レビキャリア）へ求人票を多数登録いただくなど積極的に活用いただいております。既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきています。
- なお、周知・広報の一環として、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深められるようなイベントを開催し、2023年2月11日よりオンラインにて配信予定のため、視聴いただきたい。

#### 4. 「銀行の引当開示の状況」の公表について

- 銀行の引当方法の多様化が進む中、その情報開示のあり方について、2022年3月、全国銀行協会等を交えて行った議論の成果を「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表。
- その後の開示状況に関して、2022年12月16日、2022年3月期の有価証券報告書を基に、開示に進展が見られた事例等を取りまとめ、「銀行の引当開示の状況」として公表した。
- 本資料に掲載した事例等も参考に、引き続き、各行の実態に即した引当方法の開示の充実を図っていただきたい。

#### 5. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣においては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

## 6. マネロン対策等のシステム共同化について

- マネロン対策等のシステム共同化については、全国銀行協会を中心に、共同機関設立の準備が進められている。
- 先般、全国銀行協会において実施した利用意向の確認では、非常に多くの会員行から共同機関を利用する意向が示されたと聞いている。金融庁としても、本取組みを通じて、銀行業界全体のマネロン対策等の高度化が図られることを期待している。
- また、金融庁では、2023年1月16日、令和4年度補正予算で措置された「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」による補助金の公募を開始した。こうした予算措置も活用しつつ、我が国金融業界のマネロン対策等の高度化・共同化の取組みを積極的に支援していきたい。

## 7. オペレーショナル・レジリエンスに関するディスカッション・ペーパーについて

- 金融庁において、2022年12月16日に「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（案）を公表し、2023年2月16日まで意見募集（パブリック・コメント）を実施している。
- 実態把握のため、全銀協や個別の金融機関にはヒアリングに協力いただき、御礼申し上げます。オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱性・復旧力。以下、オペレジ。）とは、想定外の事象が生じた場合であっても、金融機関が重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力のことである。国際的には数年前から議論されてきているが、昨今の感染症の拡大やサイバー攻撃、自然災害やシステム障害といった事象により、こうした能力の確保に向けた検討の重要性がより明らかになっている。
- オペレジを実効性のある形で確保するためには、組織横断的な観点から、利用者目線も含めて検討し、業務継続に必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ）を配置し、それを検証することが必要となる。そうした一連のプロセスにおいて、経営陣による主体的な関与とコミットメントが不可欠になる。

- オペレジに係る実務や手法は発展途上にあり、国際的な議論も継続中であることから、金融庁としては、今後、各金融機関が抱える問題意識や悩み、対応状況、当局への期待などについて、率直な意見交換ができればと考えている。また、そうした意見交換を通じて、継続的に、課題の共有・設定や当局対応のあり方の検討を行っていききたい。

## 8. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISAを抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
  - ・ NISAを一本化して、つみたてNISAを引き継ぐつみたて投資枠と、一般NISAを引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
  - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ120万円と240万円に拡大することが盛り込まれている。合計で年間最大360万円まで投資できることになり、英国のISAを上回る水準となる見込み。
- また、全体で1,800万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の1,200万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しいNISAは2024年1月から施行予定であるが、2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をお願いしたい。

- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後5年間で、NISAの総口座数を、現在の1,700万から3,400万に倍増し、NISAの買付額についても、現在の28兆円から56兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISAの抜本的拡充・恒久化だけでなく、
  - ・ 金融経済教育の充実や、
  - ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、も重要であり、この点についても各金融機関の協力は不可欠であると考えている。
- 今回のNISA制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけではなく、利用者と日頃から接している各金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力をお願いしたい。
- このほか、与党税制改正大綱においては、
  - ・ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（3年）や、
  - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（2年）、
  - ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の延長（3年）、
  - ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3年）、
  - ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3年）、など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力をお願いしたい。
- また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を

踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていききたい。

- 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。

## 9. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
  - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
  - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
  - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
  - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、といった内容を盛り込んでいる。
- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話

のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。
- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関も参照いただきたい。
- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。
- 上記に限らず、今後、金融庁としては、先ほど述べた4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

## 10. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、業界の意見も踏まえながら、議論を進めていきたい。

(以上)